

NPO 法人住まいのホームドクター／設計者の会
460-0006 名古屋市中区葵 1-27-32 カイフビル 7階

HD ニュース

No.21
2014.9.15

今後の予定／於：事務局会議室

9月16日(火)18:00～ マンション大規模修繕研究会

9月16日(火)19:00～ 研修会

9月18日(木)18:30～ 木造技術研究会

10月2日(木)18:30～ 第10回通常総会

10月16日(木)18:30～ 木造技術研究会

10月21日(火)18:00～ 相談委員会

第10期通常総会を迎えるに当たって

理事長 滝井幹夫

2代目理事長に就任してから間もなく2年を迎えます。

理事長就任に当たり、①会と会員・賛助会員を結ぶツールとしてHDニュースを毎月メール配信する。②各委員会・研究会を継続・充実する。③ホームページの改定・充実を図る。④助成・委託事業への挑戦・獲得を図る。⑤隔月に役員会を開催して会の現状と課題を明らかにする。⑥会員・賛助会員を増やす。等々の抱負をもってスタートしましたが、その多くが緒に就いたばかりで、廃業や逝去会員を含めての会員数の減少傾向を止める事が出来ないなど、理事長としての力量不足を痛感しています。

とは言え、HDニュースの配信、各委員会・研究会の継続、役員会の開催、ホームページの改定などを実施し、助成事業の獲得にも成功するなど、夫々の枠組み・形を整え、皆さんの努力で若干の成果も挙げたと思います。

次期の役員体制に於いて、これらに血を通わせ、また、新たな視点を付加して「会」の発展を図り、そして何よりも、会員・賛助会員が本会の会員であることの実感・誇りやメリットを感じられるようになることを願っています。

10月2日の通常総会にふるっての参加をお待ちしています。

賛助会員の協力を得て

相談委員会 森 登

相談委員会の電話相談で時々法律的なアドバイスをいただいている弁護士さんから、擁壁の現地確認と対処方法の策定についての要請を受けました。

高低差は1.8mで高い側の建築主からの依頼でした。全長25mほどの任意擁壁で、擁壁面が隣地境界線となっており、中央部付近にEXPジョイントが設けてあります。この部分が根元25mm・壁頂部30mm程で開いており、何らかの原因で横滑りを起こしているように思われます。擁壁が動き、結果、「越境」になっていました。そもそも擁壁面が隣地境界線というのも妙な訳で、住宅建設時にハウスメーカーは4方の境界線・境界杭を確認しなかったのか？と疑問は残りますが・・・。隣家との兼ね合いで修正せねばならず、その金額を明らかにしてほしいという依頼内容でした。

擁壁底版の先端位置、バルコニー、軒、テラス、雨水排水など障害物が突出していて、且つ広くない空地での作り替え作業になりますから、「矢板が効果的に打設出来るのか？矢板を抜くことが出来るの

か？そもそも施行できるのか？」。建築専門の当方だけでは判断不能でしたので、賛助会員・大前工業株式会社の加藤副部長様に協力をお願いしました。不動産部門では土木工作物を多数手がけられていますから、的確で様々なアドバイスをいただきました。現地には顧問の藤原様も来て下さいました。「振動の都合で親杭横矢板にせざるを得ない、親杭はコロシとする、オーガーヘッドが当るのでバルコニーの一時撤去が発生する、東西2方向道路の内一方の道路が狭く重機の使用が出来ない、結果ブームの施行距離が重要なこと、掘削後ミズ道を探り出し暗渠を挿入する、底版下の地盤補強を確実なものにすること」



など等。これらを元に擁壁造り直し工事の設計図面を当方にて作成し、見積書作成の協力をお願いすることにしました。

住宅購入に於いて「消費者＝素人」の場合がほとんどですから、大抵の場合、煙に巻かれてしまうこ

とが多いようです。今後は訴訟に委ねられると思いますが、今回のような場面で、住宅設計者と施工業者が協力することで、「弱い立場の消費者保護に少しでも繋がれば」と願うばかりです。

建物を診る～HD 第2幕～ヘリテージマネージャーの可能性

石井隆司

武豊町にある三井家は明和6年(1769年)、築245年の民家で、構造や造りが時代の特徴をよく表わしていて、登録文化財にエントリーを進めている物件である。保存状態は良いのだが現在は空家で、所有者が月に1・2度、風を入れに訪れる程度の管理状態である。屋敷は板塀や土蔵を携え、立派な構えなのだが、蔵の土壁がひび割れ、下見板に傷みが診られるようになってきた。早々に補修を行う必要があるのだが、個人所有のため補助金は全くない。そこで今回、愛知建築士会とヘリテージマネージャー協議会で有志を募り、体験実習と称して土蔵の修復を行うことになった。文化財候補の修復実習のポイントは①これ以上の傷みを進まないようにすること、②現況調査をして極力現在の仕様で再生することの2点である。傷んでいる部分を解体し、土壁の壁厚はもちろん木舞のピッチや下見板の幅、押え縁の間隔なども忠実に復元する作業となる。文化財に登録されたり指定文化財を受けられるようになれば、もう一度解体してプロの職人による修復を行うのだが、今は登録を待つ身(通常、申請から2～3年の時間は要する)、それまでの応急処置とはいえ、その建物のDNAを次の修復までの間継承しなければいけない。施工マニュアルに従うのとは一味違う意義深さを感じ

る作業であった。構造的に正しいとか、意匠の納まり上誤っているとかなではなく、250年近く前の職人の技術をそのまま残す、生かせる材料は極力生かす。

この想いが「歴史を刻んで今に至る建物の価値」そのものである。ヘリテージマネージャーは鑑定団ではない。価値あるものを見つけ、残し、修復し、使ってもらいながら後世に伝えるマネジメントをする技術者である。いくらお金を積んでも手に入らない時間軸を内包する建物。歴史的価値を損なうことなくそれに手を加え、使ってもらいながら後世に引き渡す。建築を生業とする人間にとって新たなやりがいを感じさせる分野だと思う。

文化財登録制度について

平成8年の文化財保護法の改正により、有形文化財の登録が法制度化された。(法制度化の背景には、阪神淡路大震災の後に文化財としての登録がないため、歴史的建造物が取り壊されるといった危機感があつた)。しかしながら国から補助金・交付金等は交付されない。

文化財保護法第五十七条(有形文化財の登録)

1.文部科学大臣は重要文化財以外(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く)の文化財のうち、その文化財として価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。



■相談委員会 8/19 18:00～19:00

無料電話相談の相談内容報告、意見、質疑。電話相談当番。例会の運営について。

■技術研修会 8/19 19:00～21:00

「塗るだけでここまでできる。今どきの塗料事情～塗材の可能性について」講師：菊水化学工業

■木造技術研究会 8/21 18:30～20:30

研修旅行について[11/9(日)・10(月)]。「フラット35対応 木造住宅工事仕様書」読み合わせ。

■役員会 8/26 19:00～20:30

本年度事業・収支報告、各委員会活動・今後の取り組み。9/9 理事会、10/2 通常総会について。